

令和 7 年第 2 回 泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和7年6月10日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	放棄した債権の報告について	5
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	7
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	11
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））	15
報 告	5	令和6年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	31
報 告	6	令和6年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について	33
報 告	7	令和6年度泉南市下水道事業会計予算事故繰越計算書について	35
議 案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	37
議 案	2	包括外部監査契約の締結について	39
議 案	3	工事請負契約の締結について	41
議 案	4	南部大阪都市計画信達岡中・幡代地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の制定について	45

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	5	泉南市立学校施設使用条例の制定について	53
議 案	6	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議 案	7	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	8	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	67
議 案	9	令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	73
議 案	10	令和7年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	91

報告第 1 号

放棄した債権の報告について

泉南市債権管理条例（平成 3 0 年泉南市条例第 2 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和 7 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 6 年度の放棄した債権		
		年度	金額	備考
生活保護法第 6 3 条による返還金	第 4 号該当 (相続放棄)	令和 6 年度	5, 7 2 3 円	
計			5, 7 2 3 円	

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、軽自動車税、固定資産税等に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第 2 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 山 本 優 真

泉南州市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南州市税賦課徴収条例（昭和 32 年泉南市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 73 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 81 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 73 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 82 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された

特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第6条の4の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第73条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第 3 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 山 本 優 真

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和 36 年泉南市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 18 項中「第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

専決理由

物価高騰の影響を受けている定額減税しきれない世帯の支援に要する経費について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第4号

令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,062,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月12日専決

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,415,840	231,406	6,647,246
	2 国庫補助金	1,268,590	231,406	1,499,996
歳入合計		31,830,895	231,406	32,062,301

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		13,876,813	231,406	14,108,219
	1 社会福祉費	5,207,775	231,406	5,439,181
歳 出	合 計	31,830,895	231,406	32,062,301

令和 7 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15 国庫支出金		6,415,840	231,406	6,647,246			
(2) 国庫補助金		1,268,590	231,406	1,499,996			
	2) 民生費国庫補助金	222,630	231,406	454,036	1. 社会福祉費補助金	231,406	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
歳 入 合 計		31,830,895	231,406	32,062,301			

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

歳 出

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 (単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 民生費	13, 876, 813	231, 406	14, 108, 219	231, 406		
				国庫支出金 231, 406		
(1) 社会福祉費	5, 207, 775	231, 406	5, 439, 181	231, 406		
				国庫支出金 231, 406		
1) 社会福祉総務費	197, 960	231, 406	429, 366	231, 406		
				国庫支出金 231, 406		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	788	
				10. 需用費	200	
				11. 役務費	4, 479	
				12. 委託料	11, 889	
[17] 低所得者支援給 付金給付事業	17, 500	231, 406	248, 906	13. 使用料及び賃借料	450	
				18. 負担金、補助及び 交付金	213, 600	
				231, 406		生活福祉課
				国庫支出金 231, 406		
				[社会福祉費補助金 231, 406]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	788	超勤手当
				10. 需用費	200	消耗品費
				11. 役務費	4, 479	郵便料 1, 570 電話料 60 口座振替手数料 2, 849
				12. 委託料	11, 889	電算委託料 1, 628 電算システム改修委託料 1, 045 人材派遣委託料 9, 216

				13. 使用料及び賃借料	450	機械・器具借上料
				18. 負担金、補助及び 交付金	213,600	低所得者支援給付金（不足額給付）
歳 出 合 計	31,830,895	231,406	32,062,301			
				国庫支出金 231,406		

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括 (会計年度任用職員を含む)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	398 (446)	442,741	1,915,055	1,287,091	3,644,887	752,831	4,397,718	
補正前	398 (446)	442,741	1,915,055	1,286,303	3,644,099	752,831	4,396,930	
比 較	0 (0)	0	0	788	788	0	788	

※ () 内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	36,343	117,538	54,300	17,783	109,185	1,320	39,884	4,893
	補正前	36,343	117,538	54,300	17,783	108,397	1,320	39,884	4,893
	比 較	0	0	0	0	788	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
		千円	千円	千円	千円				
	補正後	22,080	497,622	386,143	0				
	補正前	22,080	497,622	386,143	0				
	比 較	0	0	0	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 398 (165)	千円 0	千円 1,915,055	千円 1,178,672	千円 3,093,727	千円 674,831	千円 3,768,558	
補正前	398 (165)	0	1,915,055	1,177,884	3,092,939	674,831	3,767,770	
比 較	0 (0)	0	0	788	788	0	788	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 36,343	千円 117,538	千円 54,300	千円 17,783	千円 109,185	千円 1,320	千円 39,884	千円 4,893
	補正前	36,343	117,538	54,300	17,783	108,397	1,320	39,884	4,893
	比 較	0	0	0	0	788	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 22,080	千円 438,699	千円 336,647	千円 0				
	補正前	22,080	438,699	336,647	0				
	比 較	0	0	0	0				

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円 788	その他の増減分	千円 788	低所得者支援給付金給付事業に伴う増加	超過勤務手当 788 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,138,036		9,138,036	28.5
2 地方譲与税	171,900		171,900	0.5
3 利子割交付金	10,900		10,900	—
4 配当割交付金	54,100		54,100	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	73,600		73,600	0.2
6 法人事業税交付金	189,900		189,900	0.6
7 地方消費税交付金	1,450,500		1,450,500	4.5
8 ゴルフ場利用税交付金	36,200		36,200	0.1
9 環境性能割交付金	37,300		37,300	0.1
10 地方特例交付金	43,000		43,000	0.1
11 地方交付税	4,218,308		4,218,308	13.2
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	61,029		61,029	0.2
14 使用料及び手数料	335,503		335,503	1.1
15 国庫支出金	6,415,840	231,406	6,647,246	20.7
16 府支出金	2,720,008		2,720,008	8.5
17 財産収入	37,800		37,800	0.1
18 寄附金	1,513,063		1,513,063	4.7
19 繰入金	2,706,973		2,706,973	8.5
20 諸収入	308,535		308,535	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,300,400		2,300,400	7.2
歳 入 合 計	31,830,895	231,406	32,062,301	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	208,233		208,233	0.7
2 総務費	3,886,009		3,886,009	12.1
3 民生費	13,876,813	231,406	14,108,219	44.0
4 衛生費	2,087,572		2,087,572	6.5
5 農林水産業費	172,401		172,401	0.5
6 商工費	299,449		299,449	0.9
7 土木費	2,386,656		2,386,656	7.5
8 消防費	880,316		880,316	2.7
9 教育費	4,201,374		4,201,374	13.1
10 公債費	2,202,424		2,202,424	6.9
11 諸支出金	1,609,648		1,609,648	5.0
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	31,830,895	231,406	32,062,301	100.0

報告第5号

令和6年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	防災備蓄事業	8,448,000 ^円	8,448,000 ^円	^円	3,660,000 ^円	4,788,000 ^円
民生費	社会福祉費	低所得者支援給付金給付事業	400,308,000	373,369,000		373,369,000	
衛生費	保健衛生費	施設管理事業	825,000	825,000		825,000	
農林水産業費	農業費	農道水路改修事業	30,000,000	30,000,000		22,500,000	7,500,000
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	32,000,000	32,000,000		30,186,522	1,813,478
土木費	河川費	河川管理事業	29,400,000	29,400,000		29,400,000	
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	17,600,000	17,600,000		16,557,000	1,043,000

土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	446,457,000	446,457,000		441,937,471	4,519,529
合 計			965,038,000	938,099,000		918,434,993	19,664,007

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

報告第6号

令和6年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度泉南市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度	説 明
						国 補 助 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	大里川ポンプ場 水門改築に係る 実施設計業務委託	円 11,060,000	円 4,260,000	円 6,800,000	円 3,400,000	円 3,000,000	円 400,000	円 0	円 0	塩分濃度測定の結果、水門の扉体材質について検討を行う必要が生じたことにより、年度内に事業完了が困難となったため
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	公共下水道雨水管理 総合計画に伴う 測量調査業務委託	円 59,434,100	円 27,008,300	円 32,425,800	円 0	円 0	円 32,425,800	円 0	円 0	現場調査において、対象となる水路の延長に変更が生じたことにより、年度内に事業完了が困難となったため

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

報告第7号

令和6年度泉南市下水道事業会計予算事故繰越計算書について

令和6年度泉南市下水道事業会計予算に係る営業費用の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年度泉南市下水道事業会計予算事故繰越計算書

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度	説 明
						国 補 助 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 下 水 道 事業費用	1 営業 費用	大里川ポンプ場 除塵機及び屋上 防水整備修繕	円 24,758,800	円 0	円 24,758,800	円 0	円 0	円 24,758,800	円 0	円 0	除塵機設備について、既製品の部品がなく、新たな部品の製作に時間を要したことにより、年度内に事業完了が困難となったため

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第 1 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

住 所	泉南市内
氏 名	生田 直美（いくた なおみ）
生年月日	○年○月○日
職 業	無職

提案理由

人権擁護委員田中千賀子氏が、令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるため、同委員の後任の人権擁護委員として生田直美氏を最適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第 1 号参考

生田 直美 氏 経歴

昭和 6 3 年	3 月	泉州学園泉州高等学校卒業
同 6 3 年	4 月	株式会社金子和夫美容サロン勤務
平成 元年	5 月	株式会社金子和夫美容サロン退社
同 2 年	3 月	美容室 MOMO 勤務
同 3 年	9 月	美容室 MOMO 退社
同 2 9 年	5 月	信達校区人権啓発推進協議会副委員長
同 3 0 年	5 月	イオンリテールイオンりんくう泉南店勤務
令和 2 年	4 月	信達校区人権啓発推進協議会会計（現在に至る）
同 6 年	4 月	イオンリテールイオンりんくう泉南店退社

議案第 2 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

契 約 の 目 的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契 約 の 期 間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
契 約 の 金 額	9, 4 6 0, 0 0 0 円を上限とする額
費用の支払方法	契約期間終了後、一括払い
契 約 の 相 手 方	住所 泉南市外 氏名 谷口 昌央（たにぐち まさお） 資格 公認会計士

議案第 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉南市条例第 12 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

泉南市長 山 本 優 真

契 約 の 目 的	防災行政無線システム更新工事
契 約 の 相 手 方	住所 大阪市中央区城見一丁目 4 番 24 号
	名称 NEC ネットエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部
	本部長 鳩山 学
契 約 金 額	361,791,100 円
契約の締結方法	一般競争入札
仮 契 約 日	令和 7 年 4 月 25 日

議案第3号参考資料

工事請負仮契約の締結の経過

防災行政無線システム更新工事

工事の概要 防災行政無線システム更新
(内訳) 親局設備、補助局設備、拡声子局 52 局

工 期 本契約締結日から令和8年3月31日まで

入札事項	入札日	令和7年4月18日
	入札参加者数	4者
	入札回数	1回

防災行政無線システム更新工事入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 361,791,100円

注) 落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（円未満切捨て）を加算した金額とする。

業 者 名	第1回入札金額（円）	備 考
エクシオグループ(株) 関西支店	328,901,000	
NECネットエスアイ(株) 関西パブリックソリューション営業本部	328,901,000	落札（抽選）
(株)国際電気 西日本支社	328,901,000	
(株)四電工 大阪本部	328,901,000	

予 定 価 格 359,192,000円

最低制限価格 328,901,000円

注) 入札金額、予定価格、最低制限価格には消費税分及び地方消費税分に相当する金額は含まない。

議案第 4 号

南部大阪都市計画信達岡中・幡代地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の制定について

南部大阪都市計画信達岡中・幡代地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

南部大阪都市計画信達岡中・幡代地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るため、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 8 条の 2 第 1 項及び都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、当該区域内における建築物及び緑化率の最低限度の制限を定める必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

南部大阪都市計画信達岡中・幡代地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画信達岡中・幡代地区地区計画（令和7年泉南市告示第49号。以下「信達岡中・幡代地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都市緑地法並びに信達岡中・幡代地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、信達岡中・幡代地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 信達岡中・幡代地区地区計画の区域内で、別表の1の項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、25,000平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に

存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) この条例を改正する条例による改正(この条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する条例を制定することを含む。)

後の前項の規定の適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線又は道路境界線までの距離（以下この条において「外壁の後退距離」という。）は、別表の2の項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない

距離にある建築物又は建築物の部分が令第 135 条の 22 各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（高さに関する制限）

第 7 条 建築物及び建築物に附属する工作物（工作物に該当しない広告塔及び広告板等を含む。）の最高の高さは 15 メートル以下でなければならない。

（緑化率の最低限度）

第 8 条 信達岡中・幡代地区地区計画の区域内での緑化率（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、10 分の 2 以上でなければならない。

2 前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則(昭和 49 年建設省令第 1 号)第 9 条の規定による。

3 第 1 項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) この条例の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）の施行又は適用の日において新築又は増築の工事に既に着手していた建築物

(2) 増築後の建築物の床面積の合計が、当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の 1.2 倍を超えない範囲のもの

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第 9 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築する場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が、基準時（法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 4 条の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるもので、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項又は第 2 項及び法第 53 条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして良好な市街地環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可の範囲内で第4条から第7条までの規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、泉南市宅地開発等審査会の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により第4条に係る許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条から第7条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第5条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(4) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又

は占有者

- 2 第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いしないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者とし、建築物が完成した後においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者）は30万円以下の罰金に処する。
- 3 第1項第2号又は前項に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して各本項の罰金刑を科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

（委任）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

	制限の種類	制限の内容
1	建築物の用途制限	(1) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものを除く。）又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以内のもの

		(2) 事務所 (3) 診療所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 幼保連携型認定こども園 (7) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡以内（自動車修理工場においては作業場の床面積の合計が1,000㎡以内）のもの (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (9) 法別表第2（に）項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以内のもの (10) 前各号の建築物に附属するもの
2	壁面の位置の制限	(1) 建築物の高さが10m以下の部分 2m (2) 建築物の高さが10mを超える部分 4m

議案第 5 号

泉南市立学校施設使用条例の制定について

泉南市立学校施設使用条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

泉南市立小学校及び中学校の施設の使用に係る手続き等の整理及び屋内運動場の空調設備使用料について定めるため、泉南市立学校建物及び設備使用条例（昭和 3 2 年泉南市条例第 5 号）の全部を改正したいので、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立学校施設使用条例

泉南市立学校建物及び設備使用条例（昭和 32 年泉南市条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 44 条の規定により、泉南市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のために使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第 2 条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合は、学校施設の管理上必要な条件を付けることができる。

（使用の制限）

第 3 条 教育委員会は、学校施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として使用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 学校施設、附属設備その他の備品等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 学校施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団が使用す

るとき。

(6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、学校施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(3) 使用の許可に係る条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(5) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の泉南市立学校建物及び設備使用条例第2条第1項の規定によりされている許可は、この条例による改正後の泉南市立学校施設使用条例第2条第1項の規定によりされた許可とみなす。

別表（第5条関係）

施設	施設使用料			空調設備使用料	
	使用区分			超過1時間につき	1時間につき
	午前	午後	夜間		
小学校屋内運動場	1,500円	1,500円	3,000円	400円	400円
中学校屋内運動場	1,500円	1,500円	3,000円	400円	600円
屋外運動場	500円	500円	500円	150円	

備考

1 使用区分の時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前 8 時から正午まで
 - (2) 午後 午後 1 時から午後 5 時まで
 - (3) 夜間 午後 6 時から午後 9 時まで
- 2 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
 - 3 使用区分に満たない使用時間の端数は、当該使用区分とみなす。
 - 4 この表中「超過 1 時間」とは、許可された使用区分の前後 1 時間以内の延長使用の場合について定めたものであり、1 時間に満たない使用時間の端数は 1 時間とみなす。
 - 5 同日中の異なる使用区分を複数申請する場合の使用料は、各使用区分の合算額とする。
 - 6 屋内運動場の空調設備を使用するためのプリペイドカードは、再交付しない。

議案第 6 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

副市長及び教育長の給料月額を減額する措置を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年泉南市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 5 月 21 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、市民税等に関する制度改正が施行されるため、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和 32 年泉南市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 7 条中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 18 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 26 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 27 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 27 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 27 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 27 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 9 条の 8 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第9条の8の3 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、そ

の端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の8の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第6条及び第7条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第18条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書

中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の泉南市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第9条の8の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、泉南市市税賦課徴収条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第9条の8の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 泉南市市税賦課徴収条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第9条の8の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第9条の8の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 8 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）の公布により、連携施設経過措置の延長並びに保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しがされたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

（泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,144,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		4,218,308	9,047	4,227,355
	1 地方交付税	4,218,308	9,047	4,227,355
14 使用料及び手数料		335,503	2,106	337,609
	1 使用料	186,035	2,106	188,141
15 国庫支出金		6,647,246	11,152	6,658,398
	2 国庫補助金	1,499,996	11,152	1,511,148
19 繰入金		2,706,973	9,200	2,716,173
	1 基金繰入金	2,699,894	9,200	2,709,094
20 諸収入		308,535	10,000	318,535
	3 雑入	301,519	10,000	311,519
21 市債		2,300,400	40,800	2,341,200
	1 市債	2,300,400	40,800	2,341,200
歳入合計		32,062,301	82,305	32,144,606

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		3,886,009	15,775	3,901,784
	1 総務管理費	3,246,473	15,775	3,262,248
6 商工費		299,449	6,530	305,979
	1 商工費	299,449	6,530	305,979
7 土木費		2,386,656	17,000	2,403,656
	4 都市計画費	1,505,150	17,000	1,522,150
9 教育費		4,201,374	43,000	4,244,374
	1 教育総務費	1,612,822	0	1,612,822
	2 小学校費	1,133,631	0	1,133,631
	3 中学校費	480,778	43,000	523,778
歳 出 合 計		32,062,301	82,305	32,144,606

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
学校教育施設等整備事業	千円 831,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資 金については、その融通条 件による。ただし、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 872,400	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

令和 7 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11 地方交付税		4, 218, 308	9, 047	4, 227, 355			
(1) 地方交付税		4, 218, 308	9, 047	4, 227, 355			
	1) 地方交付税	4, 218, 308	9, 047	4, 227, 355	1. 地方交付税	9, 047	普通交付税
14 使用料及び手数料		335, 503	2, 106	337, 609			
(1) 使用料		186, 035	2, 106	188, 141			
	6) 教育使用料	10, 755	2, 106	12, 861	5. 学校施設使用料	2, 106	屋内運動場空調設備使用料
15 国庫支出金		6, 647, 246	11, 152	6, 658, 398			
(2) 国庫補助金		1, 499, 996	11, 152	1, 511, 148			
	1) 総務費国庫補助金	377, 377	11, 152	388, 529	1. 総務管理費補助金	11, 152	新しい地方経済・生活環境創生交付金（政策推進課）
19 繰入金		2, 706, 973	9, 200	2, 716, 173			
(1) 基金繰入金		2, 699, 894	9, 200	2, 709, 094			
	1) 公共施設整備基金繰入金	212, 400	2, 200	214, 600	1. 公共施設整備基金繰入金	2, 200	公共施設整備基金繰入金
	3) ふるさと泉南水なす基金繰入金	1, 469, 017	7, 000	1, 476, 017	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	7, 000	ふるさと泉南水なす基金繰入金
20 諸収入		308, 535	10, 000	318, 535			
(3) 雑入		301, 519	10, 000	311, 519			
	2) 雑入	300, 319	10, 000	310, 319	4. 雑入	10, 000	自治宝くじコミュニティ助成金（住宅公園課）

款 20 諸収入 項 3 雑入

款 21 市債

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
21 市債		2,300,400	40,800	2,341,200			
(1) 市債		2,300,400	40,800	2,341,200			
	7) 教育債	1,050,600	40,800	1,091,400	3. 中学校債	40,800	学校教育施設等整備事業債
歳 入 合 計		32,062,301	82,305	32,144,606			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	3,886,009	15,775	3,901,784	7,887	7,888	
				国庫支出金		
				7,887		
(1) 総務管理費	3,246,473	15,775	3,262,248	7,887	7,888	
				国庫支出金		
				7,887		
9) 企画費	1,411,605	15,775	1,427,380	7,887	7,888	
				国庫支出金		
				7,887		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	45	
				8. 旅費	30	
				10. 需用費	200	
				12. 委託料	8,000	
				18. 負担金、補助及び 交付金	7,500	
[25] 産×官×学共創 による成長戦略 「Sennan L. I. P」 ブランド創造事 業	0	15,775	15,775			
				7,887	7,888	連携戦略課
				国庫支出金		
				7,887		
				[総務管理費補助金		
				7,887]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	45	民間提案制度審査委員会委員報酬
				8. 旅費	30	費用弁償
				10. 需用費	200	消耗品費
				12. 委託料	8,000	公民連携プラットフォーム活用運営業務委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	7,500	課題解決実証実験業務補助金
6 商工費	299,449	6,530	305,979	3,265	3,265	

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 6 商工費 項 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 3,265		
(1) 商工費	299,449	6,530	305,979	3,265	3,265	
				国庫支出金 3,265		
2) 商工振興費	48,911	6,530	55,441	3,265	3,265	
				国庫支出金 3,265		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	6,530	
[7] 産×官×学共創 による成長戦略 「Sennan L. I. P」 ブランド創造事業	0	6,530	6,530	3,265	3,265	連携戦略課
				国庫支出金 3,265 [総務管理費補助金 3,265]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	6,530	事業用地等調査業務委託料
7 土木費	2,386,656	17,000	2,403,656	17,000		
				繰入金 7,000		
				諸収入 10,000		
(4) 都市計画費	1,505,150	17,000	1,522,150	17,000		
				繰入金 7,000		
				諸収入 10,000		

4) 公園管理費	69,545	17,000	86,545	17,000		
				繰入金		
				7,000		
				諸収入		
				10,000		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	17,000	
[2] 公園緑地等維持 管理事業（住宅 公園課）	68,677	17,000	85,677	17,000		住宅公園課
				繰入金		
				7,000		
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金		
				7,000]		
				諸収入		
				10,000		
				[雑入		
				10,000]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	17,000	
9 教育費	4,201,374	43,000	4,244,374	42,906	94	
				地方債		
				40,800		
				使用料・手数料		
				2,106		
(1) 教育総務費	1,612,822	0	1,612,822	1,367	△1,367	
				使用料・手数料		
				1,367		
6) 教育サービス費	28,685	0	28,685	1,367	△1,367	
				使用料・手数料		
				1,367		
[2] 教育サービス庶 務事業	5,876	0	5,876	1,367	△1,367	教育サービス課
				使用料・手数料		
				1,367		

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[学校施設使用料 1,367]		
(2) 小学校費	1,133,631	0	1,133,631	505	△505	
				使用料・手数料 505		
1) 学校管理費	145,467	0	145,467	505	△505	
				使用料・手数料 505		
[2] 学校管理事業	133,197	0	133,197	505	△505	教育総務課
				使用料・手数料 505		
				[学校施設使用料 505]		
(3) 中学校費	480,778	43,000	523,778	41,034	1,966	
				地方債 40,800		
				使用料・手数料 234		
1) 学校管理費	99,459	0	99,459	234	△234	
				使用料・手数料 234		
[2] 学校管理事業	83,187	0	83,187	234	△234	教育総務課
				使用料・手数料 234		
				[学校施設使用料 234]		
3) 学校施設整備費	208,223	43,000	251,223	40,800	2,200	
				地方債 40,800		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	43,000	

[1] 施設保全整備事業	208,223	43,000	251,223	40,800	2,200	教育総務課
				地方債 40,800 [中学校債 40,800]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	43,000	
歳 出 合 計	32,062,301	82,305	32,144,606			
				国庫支出金 11,152		
				地方債 40,800		
				使用料・手数料 2,106		
				繰入金 7,000		
				諸収入 10,000		

款 9 教育費 項 3 中学校費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,433	千円 9,689	千円 1,407	千円 668	千円 35,197	千円 7,221	千円 42,418	その他の手当 通勤手当 368千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	37,298	0	0	119,370	21,984	141,354	
	その他の 特別職	1,141	88,618	0	0	0	0	88,618	0	88,618	
	計	1,159	170,690	23,433	46,987	1,407	668	243,185	29,205	272,390	
補正前	長 等	3	0	23,433	9,689	1,407	668	35,197	7,221	42,418	その他の手当 通勤手当 368千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	37,298	0	0	119,370	21,984	141,354	
	その他の 特別職	1,140	88,573	0	0	0	0	88,573	0	88,573	
	計	1,158	170,645	23,433	46,987	1,407	668	243,140	29,205	272,345	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	1	45	0	0	0	0	45	0	45	
	計	1	45	0	0	0	0	45	0	45	

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	2,300,400	13,150,983	2,341,200	13,191,783
(8) 教 育	1,050,600	4,415,302	1,091,400	4,456,102
計	2,300,400	21,906,325	2,341,200	21,947,125

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,138,036		9,138,036	28.4
2 地方譲与税	171,900		171,900	0.5
3 利子割交付金	10,900		10,900	—
4 配当割交付金	54,100		54,100	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	73,600		73,600	0.2
6 法人事業税交付金	189,900		189,900	0.6
7 地方消費税交付金	1,450,500		1,450,500	4.5
8 ゴルフ場利用税交付金	36,200		36,200	0.1
9 環境性能割交付金	37,300		37,300	0.1
10 地方特例交付金	43,000		43,000	0.1
11 地方交付税	4,218,308	9,047	4,227,355	13.2
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	61,029		61,029	0.2
14 使用料及び手数料	335,503	2,106	337,609	1.1
15 国庫支出金	6,647,246	11,152	6,658,398	20.7
16 府支出金	2,720,008		2,720,008	8.5
17 財産収入	37,800		37,800	0.1
18 寄附金	1,513,063		1,513,063	4.7
19 繰入金	2,706,973	9,200	2,716,173	8.5
20 諸収入	308,535	10,000	318,535	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,300,400	40,800	2,341,200	7.3
歳入合計	32,062,301	82,305	32,144,606	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	208,233		208,233	0.6
2 総務費	3,886,009	15,775	3,901,784	12.1
3 民生費	14,108,219		14,108,219	43.9
4 衛生費	2,087,572		2,087,572	6.5
5 農林水産業費	172,401		172,401	0.5
6 商工費	299,449	6,530	305,979	1.0
7 土木費	2,386,656	17,000	2,403,656	7.5
8 消防費	880,316		880,316	2.7
9 教育費	4,201,374	43,000	4,244,374	13.2
10 公債費	2,202,424		2,202,424	6.9
11 諸支出金	1,609,648		1,609,648	5.0
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	32,062,301	82,305	32,144,606	100.0

議案第 10 号

令和 7 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 972 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 395, 825 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		30	1,972	2,002
	4 雑入	0	1,972	1,972
歳入合計		1,393,853	1,972	1,395,825

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		28,475	1,972	30,447
	1 総務管理費	25,409	1,972	27,381
歳 出	合 計	1,393,853	1,972	1,395,825

令和 7 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 諸収入		30	1,972	2,002			
(4) 雑入		0	1,972	1,972			
	1) 雑入	0	1,972	1,972	2. 特別対策補助金	1,972	特別対策補助金
歳 入 合 計		1,393,853	1,972	1,395,825			

款 4 諸収入 項 4 雑入

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費 (単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	28,475	1,972	30,447	1,972		
				諸収入 1,972		
(1) 総務管理費	25,409	1,972	27,381	1,972		
				諸収入 1,972		
1) 一般管理費	25,409	1,972	27,381	1,972		
				諸収入 1,972		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	1,972	
[2] 後期高齢者医療 制度事務事業	8,382	1,972	10,354	1,972		保険年金課
				諸収入 1,972 [特別対策補助金 1,972]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	1,972	郵便料
歳 出 合 計	1,393,853	1,972	1,395,825			
				諸収入 1,972		

